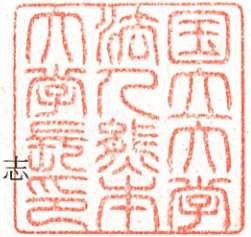


令和元年6月21日

関係各位

国立大学法人熊本大学  
学長 原田信志



熊本大学は、日本製薬工業協会が策定した「企業活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」、日本医療機器産業連合会が策定した「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」、日本臨床検査薬協会が策定した「企業活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」について、その趣旨に賛同し、各ガイドラインに基づく下記事項の情報公開について、対象部局を限定し同意いたします。

記

1. 対象部局  
大学院生命科学研究所
2. 各ガイドラインに基づく情報公開の対象
  - (1) 「企業活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」に基づく情報公開の対象事項
    - A. 研究開発費等  
2018年10月1日以降に開始する新規事業年度の支払い分から対象とする。
      - ・ 特定臨床研究費  
年間総額、臨床研究識別番号、大学名、研究医療実施機関名、当該年度に支払のある契約件数、金額
      - ・ 倫理指針に基づく研究費  
年間総額、大学名、当該年度に支払のある契約件数、金額
      - ・ 臨床以外の研究費  
年間総額、大学名
      - ・ その他研究開発関連費用  
年間総額
    - B. 学術研究助成費
      - ・ 奨学寄付金  
大学名・教室（講座名）、年間件数、年間金額
      - ・ 一般寄附金  
大学名、年間の件数、年間の金額
    - C. 原稿執筆料等  
2018年10月1日以降に開始する新規事業年度の支払分から対象とする。但し、兼業手続により承認されており、教職員（個人）から事前の公開同意があるものに限る。
      - ・ 講師謝金  
大学名、教室（講座）名、研究者の職名・氏名、年間件数、年間金額
      - ・ 原稿執筆料・監修料  
大学名、教室（講座）名、研究者の職名・氏名、年間件数、年間金額
      - ・ コンサルティング等業務委託費  
大学名、教室（講座）名、研究者の職名・氏名、年間件数、年間金額

(2) 「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づく情報公開の対象事項

A. 研究開発費等（2018年度支払い分から対象とする。）

- ・ 特定臨床研究費  
年間総額、臨床研究識別番号、大学名、研究実施医療機関名、当該年度に支払のある契約件数、金額
- ・ 倫理指針に基づく研究費  
年間総額、大学名、当該年度に支払のある契約件数、金額
- ・ 臨床以外の研究費  
年間総額、大学名
- ・ その他の研究開発関連費用  
年間総額

B. 学術研究助成費

- ・ 奨学寄付金  
大学名・教室（講座名）、年間の件数、年間の金額
- ・ 一般寄附金  
大学名、年間の件数、年間の金額

C. 原稿執筆料等

2018会計年度以降の支払分から対象とする。但し、兼業手続により承認されており、教職員（個人）から事前の公開同意があるものに限る。

- ・ 講師謝金  
大学名、教室（講座）名、研究者の職名・氏名、年間の件数、年間の金額
- ・ 原稿執筆料・監修料  
大学名、教室（講座）名、研究者の職名・氏名、年間の件数、年間の金額
- ・ コンサルティング等業務委託費  
大学名、教室（講座）名、研究者の職名・氏名、年間の件数、年間の金額

(3) 「体外診断用医薬品の企業活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」に基づく情報公開の対象事項

A. 研究開発費等（2018年度支払い分から対象とする。）

- ・ 共同研究費  
大学名、年間の契約件数、総額
- ・ 委託研究費  
大学名、年間の契約件数、総額
- ・ その他研究開発関連費用  
年間総額

B. 学術研究助成費

(2) 「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づく情報公開の対象事項と同じ。

C. 原稿執筆料等

(2) 「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づく情報公開の対象事項と同じ。